第百七十七条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第百八十条第一項及び第百八十一条第二項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第百八十二条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第六十三条第六項各号」を「第六十三条第六項」に改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第四号中「第十三号、第十五号及び第二十五号」を「第十四号、第十六号及び第二十六号」に改める。

第九条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第十三条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十九号中「主治の医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第二十号とし、同条中第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第十三条に次の一号を加える。

二十七　指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第二十九条第二項第一号中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に、同項第二号ニ中「第十三条第十三号」を「第十三条第十四号」に改める。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第五条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章　介護予防訪問介護
第一節　基本方針（第四条）
第二節　人員に関する基準（第五条・第六条）
第三節　設備に関する基準（第七条）
第四節　運営に関する基準（第八条―第二十七条）
第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二十八条―第三十七条）
第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第三十八条―第四十条）」

を

「第二章　削除」に、「第五十条」を「第四十九条の二」に、

「第七章　介護予防通所介護
第一節　基本方針（第九十六条）
第二節　人員に関する基準（第九十七条）
第三節　設備に関する基準（第九十八条）
第四節　運営に関する基準（第九十九条―第百七条）
第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百八条―第百十一条）
第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第百十二条―第百十五条）」

を

「第七章　削除」に、「第百十九条」を「第百十七条・第九十八条）
十九条）
条―第百七条）
な支援の方法に関する基準（第百八条―第百十一条）
スに関する基準（第百十二条―第百十五条）
百十八条の二」に改める。

第一条第一号中「第四十一条、第四十二条」及び「、第百十二条、第百十三条」を削り、同条第三号中「第八条第一項」を「第四十九条の二第一項」に改め、「第四十五条」及び「、第百十五条」を削り、「第九条」を「第四十九条の三」に、「第三十一条」を「第五十三条の五」に、「第三十五条」を「第五十三条の十」に改め、「、第四十四条」を削り、同条第五号中「第五条、第六条」及び「、第九十七条、第九十八条」を削り、同条第七号中「第八条第一項」を「第四十九条の二第一項」に改め、「第五十五条」及び「、第百七条」を削り、「第九条」を「第四十九条の三」に、「第二十二条、第三十一条」を「第五十三条の五」に、「第三十五条」を「第五十三条の十」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第四条から第四十五条まで　削除

第四十七条第三項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）」に改める。

第三章第四節中第五十条の前に次の十二条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第四十九条の二　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法